

富士見市 CITY OF FUJIMI

文字サイズ 小 中 大 Google Googleカスタム検索 検索

サイトマップ 携帯サイト RSS English 中文 三ヶ国語

<b>くらしのガイド</b> 各種手続きやくらしに関する制度などの情報	<b>健康・福祉 子育て</b> 高齢者・障がい者・健康づくり・子育て支援などの情報	<b>施設情報</b> 市内の公共施設などに関する情報	<b>観る・楽しむ 学ぶ</b> 教育や生涯学習、各種イベントやみどころなどの情報	<b>市政・まちづくり</b> 市の概要や行政計画、まちづくりや環境対策などの情報
--	---	--------------------------------	--	--

### 注目情報

一覧を見る ▶

富士見市PRサイト

子育てするなら  
富士見市で

こちらをクリック

- お知らせ 平成27年6月9日
- お知らせ 平成27年5月7日
- お知らせ 平成27年4月28日
- お知らせ 平成27年3月24日
- お知らせ 平成27年3月23日

富士見市産の新鮮な農産物を直売

「つきいち」  
6月16日(火) 市役所ロビー

- ららぽーと富士見 まちづくり推進課 **NEW!**
- ふじみ野出張所は、ピアザ☆ふじみに移転しました 市民課
- 富士見市立中央図書館の開館時間を試行で延長します 生涯学習課
- 市内危険箇所が土砂災害防止法に基づき区域指定されました 安心安全課
- スマホで読もう 広報『ふじみ』 | 広報紙導入 秘書広報課

### 新着情報

一覧を見る ▶

- お知らせ 平成27年6月16日 | 社会資本総合整備計画の事後評価書(原案)の縦覧について 下水道課 **NEW!**



市長の部屋へようこそ

市議会

教育委員会

部運営方針

富士見市  
公式ソーシャルメディア

ららぽーと富士見に関する問合せについて

まちづくり寄附(ふるさと納税)



TOP > 暮らしのガイド > 住まいと環境 > 上下水道 > 下水道 > 社会資本総合整備計画の事後評価書(原案)の縦覧について

社会資本総合整備計画の事後評価書(原案)の縦覧について

- ▶ 上下水道トップ
- ▶ 上水道
- ▶ 下水道

最終更新日:平成27年6月16日  
下水道課 内線426

事後評価結果の縦覧について

富士見市では、平成22年から平成26年まで「安全で快適に暮らせるまちの実現」の計画により、社会資本整備総合交付金を活用し、下水道事業に取り組んできました。平成26年で計画期間が終了しましたので、これまでの事業効果を検証し、計画目標をどの程度達成しているかを評価しましたので、事後評価書(原案)の縦覧を行います。  
なお、当該事業計画の事後評価書(原案)について、縦覧期間満了の日までに富士見市に意見書を提出することができます。

[社会資本総合整備計画事後評価書\(原案\)](#) (897KB)

事後評価書(原案)の縦覧期間及び縦覧場所

縦覧期間  
平成27年6月16日火曜日から平成27年6月30日火曜日  
午前8時30分から午後5時15分(土曜・日曜・祝日を除く)

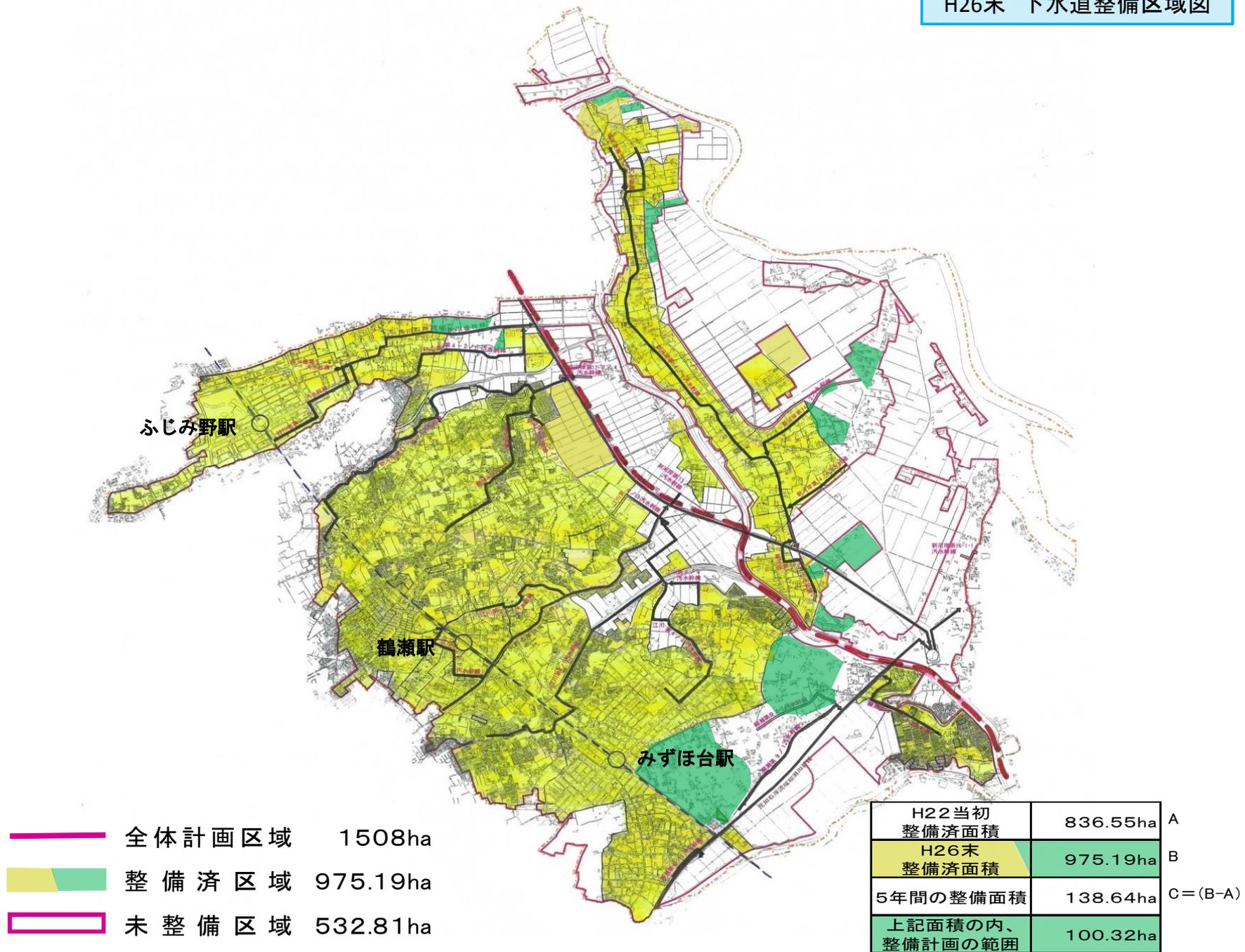
縦覧場所  
富士見市役所建設部下水道課

※この原案について意見がある方は、縦覧期間中に意見書の提出ができます。  
意見書は、直接または郵送(消印有効)で、下水道課へ提出してください。(意見書を提出できる方は、市内に住所がある方及び利害関係のある方に限ります)  
様式は、下水道課、または、下の添付ファイルをダウンロードすることで入手できます。

[意見書\(様式\)](#) (36KB)

お問い合わせ

## H26末 下水道整備区域図



別表 1

## 平成 26 年度 末 下 水 道 普 及 実 績 調 査

富 士 見 市 1

処 理 分 区 名		計	砂川堀第3 -1処理分 区	砂川堀第3 -2処理分 区	砂川堀第4 -2処理分 区	新河岸第12 -2-1処理 分区	新河岸第13 処理分区	新河岸第14 処理分区
区	分							
処理区域面積	合 流 (ha)							
	分 流 (ha)	975.19 (25.91)	4.95	73.35	41.45	204.28	6.69	145.23
	A 計 (ha)	975.19 (25.91)	4.95	73.35	41.45	204.28	6.69	145.23
B 行 政 人 口 (人)		109,395 (453)	494	12,648	1,469	21,908	376	3,767
処理区域内人口	合 流 (人)							
	分 流 (人)	105,090 104,717 (373)	494	12,648	1,404	21,719	261	2,424
	C 計 (人)	105,090 104,717 (373)	494	12,648	1,404	21,719	261	2,424
処理区域内水洗化人口	合 流 (人)							
	分 流 (人)	100,138 99,765 (373)	442	12,648	1,305	21,078	247	1,970
	D 計 (人)	100,138 99,765 (373)	442	12,648	1,305	21,078	247	1,970
E 処 理 区 域 内 世 帯 数		52,505 52,282 (223)	199	6,424	681	10,648	124	979
F 処 理 区 域 内 水 洗 化 世 帯 数		50,222 49,999 (223)	184	6,424	624	10,221	102	822
普 及 率 (C/B) (%)		96.1% 95.7%	100.0%	100.0%	95.6%	99.1%	69.4%	64.3%
水 洗 化 率 (人口) (D/C) (%)		95.3% 95.3%	89.5%	100.0%	92.9%	97.0%	94.6%	81.3%
水 洗 化 率 (世帯) (F/E) (%)		95.7% 95.6%	92.5%	100.0%	91.6%	96.0%	82.3%	84.0%

別表 1

## 平成 26 年度 末 下水道 普及 実績 調書

富士見市 2

処理区分名 区 分		新河岸第16 処理分区	江川第2処 理分区	江川第3処 理分区	江川第4処 理分区	柳瀬第8処 理分区	柳瀬第9処 理分区	柳瀬第10－ 1処理分区	(区域外)
処理区域面積	合流 (ha)								
	分流 (ha)		49.65	44.13	266.39	47.5	63.77	27.8	25.91
	A 計 (ha)		49.65	44.13	266.39	47.5	63.77	27.8	25.91
B 行政人口 (人)		334	7,458	8,751	36,085	6,031	3,644	5,977	453
処理区域内人口	合流 (人)								
	分流 (人)		7,313	8,742	35,763	5,977	2,135	5,837	373
	C 計 (人)		7,313	8,742	35,763	5,977	2,135	5,837	373
処理区域内水洗化人口	合流 (人)								
	分流 (人)		7,133	7,535	34,903	5,482	1,306	5,716	373
	D 計 (人)		7,133	7,535	34,903	5,482	1,306	5,716	373
E 処理区域内世帯数			4,090	3,720	18,760	2,976	1,044	2,637	223
F 処理区域内水洗化世帯数			3,754	3,545	18,216	2,946	609	2,552	223
普及率 (C/B) (%)			98.1%	99.9%	99.1%	99.1%	58.6%	97.7%	
水洗化率 (人口) (D/C) (%)			97.5%	86.2%	97.6%	91.7%	61.2%	97.9%	100.0%
水洗化率 (世帯) (F/E) (%)			91.8%	95.3%	97.1%	99.0%	58.3%	96.8%	100.0%

# 下水道事業の手引

国土交通省水管理・国土保全局  
下水道部下水道事業課 監修

平成 26 年版



日本水道新聞社

## 付 録—1

## Q & A

あなたに代ってそこが知りたい。

- |                             |                               |
|-----------------------------|-------------------------------|
| 1 流総計画と事業計画との関係             | 策について                         |
| 2 流総計画と都道府県構想               | 18 建築物の外装について                 |
| 3 事業評価制度について                | 19 水道・ガス等の埋設管の補償工事            |
| 4 下水道事業実施に当たっての留意事項について     | 20 損失補償                       |
| 5 都市計画決定について                | 21 新工法の積算                     |
| 6 事業計画の変更時期と規模              | 22 効率的な汚水処理の実施と未整備地域の早期解消について |
| 7 環境省意見照会                   | 23 下水道関係事務に関する業務分担について        |
| 8 市街化区域に近接する調整区域の整備手法       | 24 下水道台帳                      |
| 9 事業計画認可における汚水と雨水の区域の関連について | 25 都市下水路の指定                   |
| 10 雨水整備を先行したい場合の取扱いについて     | 26 下水道経営について                  |
| 11 小規模下水道について               | 27 維持管理者登録制度について              |
| 12 市町村合併に伴う下水道汚水処理事業の再編について | 28 一括設計審査(全体設計)について           |
| 13 新市街地開発事業関連公共下水道事業について    | 29 新技術導入に関する制度について            |
| 14 流域下水道上流市町村の早期供用について      | 30 雨水の貯留・浸透を活用した対策の推進について     |
| 15 下水処理水の有効利用について           | 31 特殊な環境下における施設の改築について        |
| 16 環境整備の基幹事業の交付対象範囲         | 32 下水道長寿命化支援制度について            |
| 17 下水道施設の耐震対策・耐津波対策         | 33 下水道事業におけるストックマネジメントについて    |
|                             | 34 財産処分について                   |
|                             | 35 社会資本整備総合交付金について            |

## 35 社会資本整備総合交付金について――

### 1) 関連計画の作成について

Q 社会資本整備総合交付金を活用する場合、下水道浸水被害軽減総合計画、下水道総合地震対策計画等を作成することは必要でしょうか。

A 同交付金の基幹事業は従前の補助対象事業としています。

したがって、主要な管渠を定める別表に該当しない管渠の整備を交付金の基幹事業として実施する場合、これらの管渠が下水道浸水被害軽減総合事業、下水道総合地震対策事業等に基づいた従前の補助対象管であることを明らかにする必要があります。

このため、下水道浸水被害軽減総合計画、下水道総合地震対策計画等を作成していない地方公共団体が同別表に該当しない管渠を同交付金の基幹事業として整備する場合、各計画を作成する必要があります。

これらの計画は、従来、地方整備局長等の同意を得るものとされてきましたが、平成22年度からは、これらの計画を国土交通省が確認し、受理することとしております。

### 2) 予算補助に係る下水道事業とは

Q 社会資本整備総合交付金を活用する場合、予算補助に係る事業は国費率又は事業量の調整を次年度に行うことが可能とされていますが、予算補助に係る下水道事業とはどのようなものなのでしょうか。

A 例えば、公共下水道の主要な管渠、処理場の整備は、下水道法及びその関係法令において、国費率1/2又は5.5/10で補助できると定められており、これは法律補助です。したがって、下水道事業の多くは法律補助に係る事業であり、法律に基づかない予算補助に係る事業には、下水道基本計画策定事業、特定水域高度処理基本計画策定事業、下水道管理用光ファイバー整備計画策定事業、新世代下水道支援事業制度におけるせせらぎ水路の整備(国費率1/3)、民間が設置する各戸貯留浸透施設への助成(間接補助)などが該当します。また、関連社会資本整備事業又は効果促進事業として、従前、補助対象外であった事業を交付金で実施する場合も、予算補助に係る事業とな

ります。

### 3) 予算の流用について

Q 社会資本整備総合交付金を活用して下水道事業を実施する場合、目・目細間の予算の流用はどのように行いますか。

A 同交付金では、目、目細の設定がありませんので、基本的に、何の手続きをとらなくても予算の流用が可能です。

### 4) 成果目標について

Q 下水道事業に関して、社会資本整備総合計画の成果目標(定量的指標)は、どのようなものが考えられるのでしょうか。

A 例えば、次のような指標が考えられます。

#### \* 下水道処理人口普及率

- \* 処理場における長寿命化計画策定率
- \* 下水道による都市浸水対策達成率
- \* 重要な管渠の地震対策実施率
- \* 合流式下水道改善率
- \* 良好な水環境創出のための高度処理実施率
- \* 下水処理水有効利用量
- \* 下水道バイオマスリサイクル率
- \* 下水道に係る温室効果ガス排出量

### 5) 効果促進事業とは

Q 効果促進事業としてどのような事業を実施することが可能でしょうか。

A 効果促進事業は、社会資本総合整備計画の目標を実現するため基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業等(ソフト対策も含む)です。ただし、交付金事業者の運営に必要な人件費、賃借料その他の経常的な経費への充当を目的とする事業等、交付対象となる地方公共団体の区域を著しく超えて運行される公共交通

計画の名称	安全・安心、快適な地域をつくる人のまち																	
計画の期間	平成27年度～平成31年度(5年間)					交付対象	富士見市											
計画の目標	下水道整備を行い、快適な暮らしを実現し、良好な環境を創造する。																	
計画の成果目標(定量的指標)	①下水道による汚水整備達成率を0%(H27)から100%(H31)に増加させる。																	
定量的指標の定義及び算定式	$\frac{\text{①下水道による汚水整備達成率}}{\text{汚水整備済面積(ha)} \div \text{汚水整備を実施する面積(72.9ha)}}$																	
			定量的指標の現況値及び目標値			備考												
			当初現況値 (H27当初)	中間目標値 (H29末)	最終目標値 (H31末)													
			0.0%	60.4%	100.0%													
全体事業費	合計 (A+B+C)	2,170百万円			A	2,170百万円	B	0百万円	C	0百万円	効果促進事業費の割合 C/(A+B+C)	0.0%						
<b>交付対象事業</b>																		
<b>A 基幹事業</b>																		
番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接 間接	事業者	道路種別	省略 工種	国費率 (基本)	要素となる事業名(事業箇所)	事業内容	市町村名	事業実施期間(年度)					全体事業費 (百万円)	備考
												H27	H28	H29	H30	H31		
柳瀬第9処理分区																		
A1	下水道	一般	富士見市	直接	富士見市	汚水	設置	1/2	柳瀬第9処理分区の汚水管整備	管渠A=11.5ha 舗装	富士見市						160	
柳瀬第10-1処理分区																		
A2	下水道	一般	富士見市	直接	富士見市	汚水	設置	1/2	柳瀬第10-1処理分区の汚水管整備	管渠A=6.2ha 舗装	富士見市						80	
新河岸第12-2-2処理分区																		
A3	下水道	一般	富士見市	直接	富士見市	汚水	設置	1/2	新河岸第12-2-2処理分区の汚水管整備	管渠A=8.8ha 舗装	富士見市						300	
新河岸第13処理分区																		
A4	下水道	一般	富士見市	直接	富士見市	汚水	設置	1/2	新河岸第13処理分区の汚水管整備	管渠A=1.8ha 舗装	富士見市						30	
新河岸第14処理分区																		
A5	下水道	一般	富士見市	直接	富士見市	汚水	設置	1/2	新河岸第14処理分区の汚水管整備	管渠A=22.4ha 舗装	富士見市						1,000	
新河岸第16処理分区																		
A6	下水道	一般	富士見市	直接	富士見市	汚水	設置	1/2	新河岸第16処理分区の汚水管整備	管渠A=22.2ha 舗装	富士見市						600	
合計												2,170						
<b>B 関連社会資本整備事業</b>																		
番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接 間接	事業者	省略工種	国費率 (基本)	要素となる事業名(事業箇所)	事業内容	市町村名	事業実施期間(年度)					全体事業費 (百万円)	備考	
											H27	H28	H29	H30	H31			
合計													0					
番号	一体的に実施することにより期待される効果											備考						
<b>C 効果促進事業</b>																		
番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接 間接	事業者	省略工種	国費率 (基本)	要素となる事業名(事業箇所)	事業内容	市町村名	事業実施期間(年度)					全体事業費 (百万円)	備考	
											H27	H28	H29	H30	H31			
合計													0					
番号	一体的に実施することにより期待される効果											備考						
<b>その他関連する事業</b>																		
計画等の名称	事業種別	交付対象					国費率 (基本)	要素となる事業名(事業箇所)		市町村名	事業実施期間(年度)					全体事業費 (百万円)	備考	
											H27	H28	H29	H30	H31			
合計																		
A'				B'				C'				(C')/((A+A')+(B+B')+(C+C'))	0.0%					

(参考図面) 社会資本総合整備計画

計画の名称	安全・安心、快適な地域をつくる人のまち		
計画の期間	平成27年度 ~ 平成31年度 (5年間)	交付対象	富士見市

